

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

近年、人の健康影響への懸念などから土壌汚染に関する情報への関心が高まっており、当該情報の公表・引き継ぎの必要性が高くなっている。平成20年12月に答申された「今後の土壌汚染対策の在り方について」においても、「土壌汚染に関する情報について、埋没させることなく、関係者が容易に入手し、適切に活用することができ、適切に承継される仕組みが必要である。また、対策が行われて解除がなされたという情報や調査の結果土壌汚染が発見されなかったという情報も含め、地方公共団体において、土壌汚染の状況を把握し、汚染原因の解明、汚染状況の履歴調査等に有効に活用すべきである。」との提言がなされている。

このことから、土壌汚染に関する汚染状況などの人の健康被害につながる基本的な情報について、地方自治体が収集、整理、保存及び適切に提供するためのガイドラインを策定・改善するとともに、地方自治体が情報提供するための汎用的なシステムを検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
地方自治体が土壌汚染に関する情報を収集、整理、保存及び適切に提供するためのガイドラインの策定及び改善	←	→	
地方自治体が情報提供するための汎用的なシステムの検討	←		→

3. 施策の効果

土壌汚染が判明した土地の周辺住民などに汚染状況に関する正確な情報を提供することによって、無用な不安感を与えることを防ぐとともに、その土地に立ち入ることや地下水の飲用による人の暴露の確実な防止に資するものである。

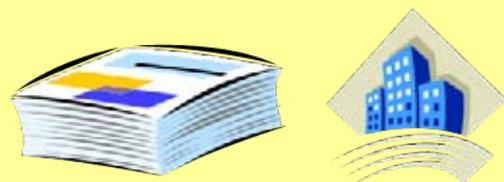
また、地方公共団体において、土壌汚染の状況を把握し、汚染原因の解明、汚染状況の履歴調査等にも有効に活用することができる。

(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査

- ・人の健康被害への懸念などから土壌汚染情報への関心の高まり
- ・土壌汚染情報の引き継ぎの必要性

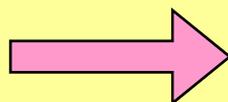
地方自治体が土壌汚染に関する情報を提供する一定のルールの検討
ガイドライン・システム

土壌汚染情報が提供される仕組み



地方公共団体

調査結果、対策内容



情報の提供

土壌汚染調査結果・対策情報の検索・閲覧及び公表



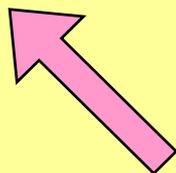
情報閲覧

基本情報



詳細情報

国民(関係者)



土壌汚染調査、対策の実施

土地所有者等
調査会社・対策会社